

(別添1)

地域管理経営計画等の案に対する公告縦覧中の意見の要旨及び当該意見の処理結果

令和6年3月

関東森林管理局

計画を策定する計画区	計画を変更する計画区		
1 八溝多賀森林計画区	1 磐城森林計画区	9 利根上流森林計画区	17 下越森林計画区
2 鬼怒川森林計画区	2 阿武隈川森林計画区	10 吾妻森林計画区	18 中越森林計画区
3 佐渡森林計画区	3 会津森林計画区	11 利根下流森林計画区	19 上越森林計画区
4 山梨東部森林計画区	4 奥久慈森林計画区	12 西毛森林計画区	20 富士川上流森林計画区
5 天竜森林計画区	5 水戸那珂森林計画区	13 埼玉森林計画区	21 富士川中流森林計画区
	6 霞ヶ浦森林計画区	14 千葉南部森林計画区	22 静岡森林計画区
	7 那珂川森林計画区	15 多摩森林計画区	23 富士森林計画区
	8 渡良瀬川森林計画区	16 神奈川森林計画区	24 伊豆森林計画区

※注 「処理結果」の区分について
<p><b>1 修文するもの</b> 意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。</p>
<p><b>2 趣旨を取り入れているもの</b> すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。</p>
<p><b>3 趣旨の一部を取り入れているもの</b> 本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。</p>
<p><b>4 今後の検討課題等</b> 意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理の理由等
<p>森林の管理経営の指針 I 山地災害防止タイプ 2 気象害防備エリア (4) 造林、更新</p>	<p>イ <u>飛砂、潮害の防備を目的とする森林については、植栽本数4,000～6,000本/haを基本とし、・・・と記載されている</u>が、治山技術基準解説（防災林造成編）では、汀線に近い林帯前縁部等は、植栽本数10,000本/ha程度との記載があるため、どのような考えに基づき、植栽本数を定めたかご教授願いたい。（県との整合性を図るため）</p> <p>下線について、林野庁治山課では、関東森林管理局の考え方がよいのか説明を求めます。</p>	<p>2</p>	<p>ご指摘の治山技術基準解説の記載（参考欄の植栽本数10,000本程度との記載）について林野庁治山課に確認したところ、これまでの実態として10,000本程度の植栽本数が多かったことから、参考として記載しているものと考えている。また、基準においては、「植栽本数は、汀線及び林帯前縁からの距離並びに土壌及び気象条件の良否等を考慮して決定する」としていることから、「植栽本数4,000～6,000本/haを基本」との指針に問題はないとの連絡を受けています。</p> <p>なお、これまでの植栽においても植栽本数4,000～6,000本を基本とし、海からの気象ストレスの影響が強い汀線に近い林帯前縁部は10,000本、それ以外は4,000～6,000本の植栽を行ってきており、植栽木の生育も問題ないと考えているところです。</p>